

制定日 2024年4月7日

麻生区剣道連盟二級以下（格付け含む）審査規程

麻生区剣道連盟

第1条 麻生区剣道連盟（以下、区連盟という。）が行う二級以下（格付け含む）審査は、区剣道連盟規約第6条第4項を受け当該規程の定めるところによる。

第2条 二級以下（格付け含む）審査を受審する者は、区連盟会員とする。

第3条 二級以下（格付け含む）審査を受審する者は、次のとおりとする。

八級－未就学児以上

四級－小学4年生以上

七級－小学1年生以上

三級－小学5年生以上

六級－小学2年生以上

二級－小学6年生以上

五級－小学3年生以上

第4条 二級以下（格付け含む）審査は、錬士六段以上の審査員3名をもって構成し2名以上の同意により合格とする。

第5条 審査の実施にあたっては、その内容は区連盟の定めるところによる。

第6条 二級以下（格付け含む）受審に伴う登録料は、市連盟の定めるところによる。

第7条 審査会を実施する区連盟は、事前に実施報告書（第1号様式）をまた、審査会が終了した後、速やかに結果報告書及び証書交付申請手続依頼書（第2号・第3号様式）を市連盟会長宛てに提出する。

第8条 二級以下（格付け含む）審査合格者には、神奈川県剣道連盟会長が所定の証書を授与する。

以上